こども性暴力防止法関連システム
事業者アカウントまとめ登録
に関するQ&A



目次

１．　まとめ登録の対象事業 6

２．　ＧビズＩＤ 9

３．　事業者情報の登録 14

質問一覧

１．　まとめ登録の対象事業

１－１　今回のまとめ登録については、本法律の義務対象事業者のみが対象ですか。

１－２　活動休止中や閉校・閉園予定の施設・事業所は、まとめ登録の対象ですか。

１－３　都道府県の事務処理特例条例で市区町村に権限移譲していて、認可や指導監督の権限が市区町村にあるものについては、所轄庁を市区町村としてよいですか。

１－４　文部科学大臣所轄学校法人が設置する学校などの私立学校について、本制度における所轄庁や登録とりまとめ担当はどこですか。

１－５　通信制高校のサテライト施設（通信教育連携協力施設）はまとめ登録の対象ですか。対象となる場合はどのように登録すればよいですか。

１－６　共生型障害福祉サービスの特例を受けて、障害児通所支援を実施する場合は、まとめ登録の対象ですか。

１－７　「少年自然の家」はまとめ登録の対象ですか。

１－８　基準該当の障害児通所支援事業を実施している場合は、まとめ登録の対象ですか。

１－９　放課後児童健全育成事業はまとめ登録の対象ですか。

１－10　「幼児教育類似施設」はまとめ登録の対象ですか。

２．　ＧビズＩＤ

２－１　所轄庁が施設・事業所にＧビズＩＤの取得を依頼する際、所轄する施設・事業所の一覧を作成する為のフォーマットはありますか。

２－２　ＧビズＩＤの取得依頼をするに当たり、所轄庁から学校設置者等に直接連絡をしても問題ありませんか。

２－３　所轄庁が教育委員会の場合は、所轄する公立学校にＧビズＩＤの取得を依頼する必要はなく、教育委員会が学校設置者等としてＧビズＩＤ申請を行えばよいですか。

２－４　ＧビズＩＤ（プライム）とＧビズＩＤ（第一管理者）は、こまもろうシステム上でそれぞれどのような権限を持つことになりますか。

２－５　複数のＧビズＩＤ（第一管理者）を設定し、登録することはできますか。

２－６　ＧビズＩＤの申請・取得にはスマートフォンが必要ということですが、法人代表者が高齢でスマートフォンの操作に不安があります。ＧビズＩＤ（プライム）は必ず法人代表者が申請する必要がありますか。別の者が代理申請することは可能でしょうか。

２－７　ＧビズＩＤ（第一管理者）の代わりに、ＧビズＩＤ（第二管理者）を登録することは可能ですか。

２－８　事業者内でこまもろうシステムを扱う従事者は全て、ＧビズＩＤの取得が必要になりますか。

２－９　人事異動等により、ＧビズＩＤ（第一管理者）の設定者を変更する必要が生じた場合は、どうすればよいですか。

２－10　地方公共団体の職員がＧビズＩＤを取得する際に、総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）環境で手続を行うことはできますか。

２－11　地方公共団体の中には、首長部局と教育委員会で組織が分かれていますが、それぞれの機関においてＧビズＩＤ（プライム）を取得できますか。

２－12　地方公共団体の中には、首長部局と教育委員会それぞれの機関においてＧビズＩＤ（プライム）を取得すると聞いています。Ｇビズ（プライム）の申請に当たっては法人番号の記入が必要となりますが、教育委員会は法人番号が存在しません。どのように対応すればよいですか。

２－13　地方公共団体において、複数の部署でこまもろうシステムの使用が予定されている場合は、各課部署がＧビズＩＤ（プライム）を取得するのではなく、代表となる１つの部署がＧビズＩＤ（プライム）取得するのでしょうか？この場合、他の部署はＧビズＩＤ（メンバー）を取得する必要がありますか。

２－14　地方公共団体において、ある部署で別の用途で既にＧビズＩＤ（プライム）を取得しています。こども性暴力防止法に基づく事務手続ではＧビズＩＤ（プライム）を取得していないため、新たにＧビズＩＤ（プライム）を取得する必要がありますか。

２－15　国立大学の場合は、学長がＧビズＩＤ（プライム）を取得する必要がありますか。学長ではなく課長職相当以上の役職者でもよいですか。

３．　事業者情報の登録

３－１　所轄庁からの事業者情報の登録案内（まとめ登録の案内）はいつ届きますか。

３－２　学校設置者等が、複数の施設・事業所を運営しており、その施設・事業所が複数の都道府県にまたがって運営されている場合、学校設置者等が登録様式をとりまとめて、それぞれの所轄庁に提出してもよいですか。

３－３　同一法人の中学校と高等学校が同じ敷地内にあり、一体的に運営されている場合、それぞれの学校から所轄庁に事業者情報登録を行う必要がありますか。中等教育学校の場合はどうですか。

３－４　構造改革特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の３第１項の認定を受けた各地方公共団体の長が所轄する学校設置会社が設置する学校の教職員等は、民間法人が採用した職員であり、都道府県教育委員会の職員ではありません。この場合、どのようにまとめ登録を実施すればよいですか。

３－５　構造改革特別区域法第 12 条の３第１項の認定を受けた各地方公共団体の長が所轄する学校設置会社が設置する学校について、まとめ登録様式「（３）施設・事業所」シートの「㊱施設等運営者の区分」は何を選択すればよいですか。

３－６　所轄庁から施設・事業所に配布された登録様式の「所轄庁」欄が空欄のままですが、どうすればよいですか。

３－７　登録様式のフリガナ欄において、アルファベットの場合はどのように入力すればよいですか。

３－８　１つ施設・事業所において、保育所とこども誰でも通園制度を実施しています。中核市以外の場合、保育所の所轄庁は都道府県、こども誰でも通園制度の所轄庁は市町村になりますが、登録様式に記入する場合、都道府県が所轄庁のファイルに、誰でも通園制度は市町村が所轄庁ファイルにそれぞれ整理するなど、事業の所轄庁ごとに分ける必要はありますか。

３－９　登録とりまとめ担当について、都道府県と都道府県教育委員会で分かれていますが、こども家庭庁への登録様式を提出はそれぞれで行う必要がありますか。

３－10　登録対象施設・事業所の類型によってこども家庭庁への提出期限がそれぞれ定められていますが、提出期限を待たずに期限前に提出できますか。

３－11　2026 年度に新設予定の施設・事業所は、どのタイミングで事業者情報を登録すればよいですか。

３－12　登録様式における施設・事業所の登録情報が変更となった場合、その都度登録様式の情報を変更し、とりまとめ担当へ提出する必要がありますか。

３－13　まとめ登録を行った後、2026 年 12 月 25 日までに施設・事業所が廃止された場合はどうすればよいですか。同様に、学校設置者等（法人等）が廃止された場合はどうすればよいですか。

１．　まとめ登録の対象事業

１－１　今回のまとめ登録については、本法律の義務対象事業者のみが対象ですか。

（答）　義務対象事業者である学校設置者等のみが対象となります。

１－２　活動休止中や閉校・閉園予定の施設・事業所は、まとめ登録の対象ですか。

（答）　活動休止中や閉校・閉園の予定の施設・事業所であっても、2026 年 12 月 25 日時点で存続している場合は、まとめ登録の対象となります。

１－３　都道府県の事務処理特例条例で市区町村に権限移譲していて、認可や指導監督の権限が市区町村にあるものについては、所轄庁を市区町村としてよいですか。

（答）　条例による事務処理の特例（地方自治法第 252 条 17 の２）により、認可や指導監督等の事務・権限が市区町村に移譲されている場合は、所轄庁を市区町村として差し支えありません。

１－４　文部科学大臣所轄学校法人が設置する学校などの私立学校について、本制度における所轄庁や登録とりまとめ担当はどこですか。

（答）　本制度における「所轄庁」とは、「各業法において、各事業・施設の適正な運営の確保について責任を有する公的機関」のことを指します。このような考え方から、私立学校における本制度における「所轄庁」については、「学校の所轄庁」と整理しています。

したがって、本制度における私立学校の所轄庁は、当該私立学校が所在する都道府県知事であり、また、「登録とりまとめ担当」についても都道府県知事としています。ただし、文部科学大臣が学校の所轄庁となる高等専門学校に限り、「所轄庁」及び「登録とりまとめ担当」は文部科学省となります。

１－５　通信制高校のサテライト施設（通信教育連携協力施設）はまとめ登録の対象ですか。対象となる場合はどのように登録すればよいですか。

（答）　通信制高校のサテライト施設はまとめ登録の対象です。サテライト施設は、通信制高校の本校の施設に当たりますので、本校がすべてのサテライト施設の情報をまとめて、本校の所轄庁に情報を提出してください。

１－６　共生型障害福祉サービスの特例を受けて、障害児通所支援を実施する場合は、まとめ登録の対象ですか。

（答）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第４１条の２に規定される共生型障害福祉サービスの特例を受けて、障害児通所支援を実施する場合は、児童福祉法第２１条の５の３第１項の規定による指定を受けているため、指定障害児通所支援事業に該当し、学校設置者等（義務対象）に該当します。したがって、まとめ登録の対象です。

１－７　「少年自然の家」はまとめ登録の対象ですか。

（答）　「少年自然の家」は学校設置者等（義務対象）に該当しないため、まとめ登録の対象外です。

１－８　基準該当の障害児通所支援事業を実施している場合は、まとめ登録の対象ですか。

（答）　基準該当通所支援を行う事業者は、児童福祉法第２１条の５の３第１項の規定による指定を受けていないため、指定障害児通所支援事業には該当せず、学校設置者等（義務対象）には該当しません。したがって、まとめ登録の対象外です。

１－９　放課後児童健全育成事業はまとめ登録の対象ですか。

（答）　放課後児童健全育成事業は、児童福祉法第６条の３第２項に基づいて行われる事業（いわゆる放課後児童クラブ）であり、学校設置者等（義務対象）に該当しないため、まとめ登録の対象外です。

１－10　「幼児教育類似施設」はまとめ登録の対象ですか。

（答）　「幼児教育類似施設」は学校設置者等（義務対象）に該当しないため、まとめ登録の対象外です。

２．　ＧビズＩＤ

２－１　所轄庁が施設・事業所にＧビズＩＤの取得を依頼する際、所轄する施設・事業所の一覧を作成する為のフォーマットはありますか。

（答）　所轄する施設・事業所一覧のフォーマットに指定はありませんので、任意の様式で作成ください。既に通常の業務で活用しているものがあれば、新たに作成する必要はありません。

２－２　ＧビズＩＤの取得依頼をするに当たり、所轄庁から学校設置者等に直接連絡をしても問題ありませんか。

（答）　基本的には、所轄庁から施設・事業所に依頼を行い、施設・事業所から学校設置者等に依頼を行っていただくことを想定していますが、所轄庁から学校設置者等に直接連絡をした方が円滑に連携でき、確実に所轄庁に必要な情報が登録されるのであれば、そのように連絡・依頼を行っても差し支えありません。

２－３　所轄庁が教育委員会の場合は、所轄する公立学校にＧビズＩＤの取得を依頼する必要はなく、教育委員会が学校設置者等としてＧビズＩＤ申請を行えばよいですか。

（答）　所轄庁が教育委員会である場合は、所轄する公立学校にＧビズＩＤの取得を依頼する必要はなく、教育委員会にてＧビズＩＤを取得いただく必要があります。

２－４　ＧビズＩＤ（プライム）とＧビズＩＤ（第一管理者）は、こまもろうシステム上でそれぞれどのような権限を持つことになりますか。

（答）　こまもろうシステムにおいては、ＧビズＩＤ（プライム）を取得した方は「全権限者」、ＧビズＩＤ（第一管理者）を取得した方は「権限設定権者」となります。

詳細は「まとめ登録マニュアル」Ｐ13-16 をご参照ください。

２－５　複数のＧビズＩＤ（第一管理者）を設定し、登録することはできますか。

（答）　まとめ登録においては、ＧビズＩＤ（第一管理者）を複数登録することはできません。ＧビズＩＤ（第一管理者）を設定する場合は１名のみ設定して登録してください。

施行後に、こまもろうシステムにログイン後、ＧビズＩＤ（プライム）又はＧビズＩＤ（第一管理者）のアカウントを持つ方から、他の従事者に必要な権限を付与することが可能です。

２－６　ＧビズＩＤの申請・取得にはスマートフォンが必要ということですが、法人代表者が高齢でスマートフォンの操作に不安があります。ＧビズＩＤ（プライム）は必ず法人代表者が申請する必要がありますか。別の者が代理申請することは可能でしょうか。

（答）　民間の法人・個人事業主である場合は、ＧビズＩＤ（プライム）は必ず組織の長（理事長、代表取締役など）が取得する必要があります。

組織の長が高齢であっても、ご本人がＧビズＩＤ（プライム）の取得申請を行う必要があります。なお、必要に応じて他の職員の方が申請のサポートをすることは可能です。

２－７　ＧビズＩＤ（第一管理者）の代わりに、ＧビズＩＤ（第二管理者）を登録することは可能ですか。

（答）　ＧビズＩＤ（第一管理者）の代わりにＧビズＩＤ（第二管理者）を登録することはできません。もしＧビズＩＤ（第二管理者）を登録した場合、ＧビズＩＤ（第二管理者）のアカウントを持つ方は、こまもろうシステムにログインできませんので、ご注意ください。

２－８　事業者内でこまもろうシステムを扱う従事者は全て、ＧビズＩＤの取得が必要になりますか。

（答）　ＧビズＩＤ（プライム）の方と、必要に応じて設定するＧビズＩＤ（第一管理者）の方以外の従事者については、ＧビズＩＤの取得は不要です。
施行後に、こまもろうシステムにログイン後、ＧビズＩＤ（プライム）又はＧビズＩＤ（第一管理者）のアカウントを持つ方から、他の従事者に必要な権限を付与することが可能です。

２－９　人事異動等により、ＧビズＩＤ（第一管理者）の設定者を変更する必要が生じた場合は、どうすればよいですか。

（答）　まとめ登録として所轄庁に情報を登録する前の変更であれば、ＧビズＩＤ（第一管理者）としての変更を行った上で、所轄庁に情報を登録してください。

まとめ登録として所轄庁に情報を登録した後から 2026 年 12 月 25 日までにＧビズＩＤ（第一管理者）に変更が生じた場合は、ＧビズＩＤ（第一管理者）としての変更を行った上で、まとめ登録マニュアル別紙３「事業者情報変更届」に変更内容を記入し、こども家庭庁に提出してください。
詳細は「まとめ登録マニュアル」Ｐ21、46 をご参照ください。

２－10　地方公共団体の職員がＧビズＩＤを取得する際に、総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）環境で手続を行うことはできますか。

（答）　地方公共団体がオンラインでＧビズＩＤ申請を行う場合、ＬＧＷＡＮ環境からの申請はできません。インターネット環境から申請してください。
詳細は「まとめ登録マニュアル」Ｐ21 をご参照ください。

２－11　地方公共団体の中には、首長部局と教育委員会で組織が分かれていますが、それぞれの機関においてＧビズＩＤ（プライム）を取得できますか。

（答）　首長部局と教育委員会はそれぞれ独立した組織と整理しているため、首長部局と教育委員会でそれぞれ１つずつＧビズＩＤ（プライム）を取得してください。

２－12　地方公共団体の中には、首長部局と教育委員会それぞれの機関においてＧビズＩＤ（プライム）を取得すると聞いています。Ｇビズ（プライム）の申請に当たっては法人番号の記入が必要となりますが、教育委員会は法人番号が存在しません。どのように対応すればよいですか。

（答）　教育委員会は法人番号が指定されていないため、首長部局の法人番号を入力するようにしてください。

首長部局と同じ法人番号を入力するため、アカウントの情報としては法人名・法人番号・法人所在地の項目は首長部局と同じ情報が自動設定されることになりますが、首長部局と教育委員会を識別するため、あらかじめ第一組織名を「〇〇教育委員会」と設定をしてください。

第一組織の名称は、初期設定では「法人名／屋号」となっていますが、変更することが可能です。

第一組織の名称の変更方法については、以下のマニュアルもご参照ください。

〇Ｇビズ ＩＤ組織と権限　ご利用マニュアル（３．４．１組織の名称を変更する）

ＧビズＩＤの申請方法や操作方法についてご質問がある場合は、デジタル庁にお問い合わせください。

〇デジタル庁ＧビズＩＤウェブサイト（ご意見・お問い合わせ）

２－13　地方公共団体において、複数の部署でこまもろうシステムの使用が予定されている場合は、各課部署がＧビズＩＤ（プライム）を取得するのではなく、代表となる１つの部署がＧビズＩＤ（プライム）取得するのでしょうか？この場合、他の部署はＧビズＩＤ（メンバー）を取得する必要がありますか。

（答）　こまもろうシステムを使用する部署が複数課ある場合にも、各部署で複数のＧビズＩＤ（プライム）を取得することはせず、代表となる１部署においてＧビズＩＤ（プライム）の取得をしてください。
また、施行後に、こまもろうシステムにログイン後、ＧビズＩＤ（プライム）又はＧビズＩＤ（第一管理者）のアカウントを持つ方から、他の部署の従事者に対しても、必要な権限を付与することが可能です。このため、ＧビズＩＤ（第一管理者）の他に、各部署でＧビズＩＤ（メンバー）を取得する必要はありません。

２－14　地方公共団体において、ある部署で別の用途で既にＧビズＩＤ（プライム）を取得しています。こども性暴力防止法に基づく事務手続ではＧビズＩＤ（プライム）を取得していないため、新たにＧビズＩＤ（プライム）を取得する必要がありますか。

（答）　対象の部署がこまもろうシステムを取り扱わない場合、こまもろうシステムを取り扱う部署において新たにＧビズＩＤ（プライム）を取得する必要があります。
詳細は「まとめ登録マニュアル」Ｐ19 をご参照ください。

２－15　国立大学の場合は、学長がＧビズＩＤ（プライム）を取得する必要がありますか。学長ではなく課長職相当以上の役職者でもよいですか。

（答）　ＧビズＩＤ（プライム）は、組織の長（理事長、代表取締役など）でなければ取得することができません。国立大学法人におかれましても、法人の代表者（学長）がＧビズＩＤ（プライム）を取得する必要があります。

３．　事業者情報の登録

３－１　所轄庁からの事業者情報の登録案内（まとめ登録の案内）はいつ届きますか。

（答）　2026 年４月以降、所轄庁から案内があります。案内の具体的な時期は所轄庁によって異なります。案内が届かない場合は、担当の所轄庁へお問い合わせください。

３－２　学校設置者等が、複数の施設・事業所を運営しており、その施設・事業所が複数の都道府県にまたがって運営されている場合、学校設置者等が登録様式をとりまとめて、それぞれの所轄庁に提出してもよいですか。

（答）　漏れや混乱がないよう、原則としては、各施設・事業所から各所轄庁へ提出することをお願いしていますが、学校設置者等が、それぞれの所轄庁に漏れなく確実に情報を登録することが可能であり、かつ所轄庁もその方法を了承しているのであれば、学校設置者等から、それぞれの所轄庁に提出することも差し支えありません。所轄庁の指示に従ってください。

３－３　同一法人の中学校と高等学校が同じ敷地内にあり、一体的に運営されている場合、それぞれの学校から所轄庁に事業者情報登録を行う必要がありますか。中等教育学校の場合はどうですか。

（答）　中学校と高等学校で、それぞれの事業類型ごとに１行ずつ施設・事業所の情報を入力する必要があります。
中等教育学校である場合は、一つの事業として登録してください。

３－４　構造改革特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の３第１項の認定を受けた各地方公共団体の長が所轄する学校設置会社が設置する学校の教職員等は、民間法人が採用した職員であり、都道府県教育委員会の職員ではありません。この場合、どのようにまとめ登録を実施すればよいですか。

（答）　ご指摘の場合は、学校の管理・運営を行っている民間法人が「施設等運営者」に該当します。

まとめ登録に当たっては、「施設等運営者」である民間法人が、「学校設置者等」である都道府県教育委員会から必要な情報を取得し、登録様式に入力することになります。なお、「施設等運営者」もＧビズＩＤ（プライム）を取得する必要があります。

詳細は「まとめ登録マニュアル」Ｐ６の「２．（１）②「施設等運営者」」をご参照ください。

３－５　構造改革特別区域法第 12 条の３第１項の認定を受けた各地方公共団体の長が所轄する学校設置会社が設置する学校について、まとめ登録様式「（３）施設・事業所」シートの「㊱施設等運営者の区分」は何を選択すればよいですか。

（答）　「01　指定管理」を選択してください。

３－６　所轄庁から施設・事業所に配布された登録様式の「所轄庁」欄が空欄のままですが、どうすればよいですか。

（答）　「（１）所轄庁」シートには、所轄庁が所轄庁名を入力した上で施設・事業所に配布します。もし空欄となっている場合は所轄庁へお問い合わせください。

３－７　登録様式のフリガナ欄において、アルファベットの場合はどのように入力すればよいですか。

（答）　登録様式のフリガナ欄は全角カタカナで入力してください。

例：「CFA 保育園」⇒「シーエフエーホイクエン」

３－８　１つ施設・事業所において、保育所とこども誰でも通園制度を実施しています。中核市以外の場合、保育所の所轄庁は都道府県、こども誰でも通園制度の所轄庁は市町村になりますが、登録様式に記入する場合、都道府県が所轄庁のファイルに、誰でも通園制度は市町村が所轄庁ファイルにそれぞれ整理するなど、事業の所轄庁ごとに分ける必要はありますか。

（答）　原則として、所轄庁ごとに所轄する施設・事業所の情報を集約し、登録とりまとめ担当に登録することをお願いしていますが、都道府県と市区町村で連携し、所轄する施設・事業所の情報を漏れなく確実に登録することができる場合には、都道府県または市区町村のどちらかがまとめて登録とりまとめ担当に提出しても差し支えありません。

３－９　登録とりまとめ担当について、都道府県と都道府県教育委員会で分かれていますが、こども家庭庁への登録様式を提出はそれぞれで行う必要がありますか。

（答）　都道府県と都道府県教育委員会それぞれからこども家庭庁へ提出してください。

３－10　登録対象施設・事業所の類型によってこども家庭庁への提出期限がそれぞれ定められていますが、提出期限を待たずに期限前に提出できますか。

（答）　提出期限を待たずに期限前に提出できます。
詳細は「まとめ登録マニュアル」Ｐ35～37 をご参照ください。

３－11　2026 年度に新設予定の施設・事業所は、どのタイミングで事業者情報を登録すればよいですか。

（答）　2026 年４月以降に新設され、まとめ登録の登録期限までに登録が間に合わなかった施設・事業所についても、必要な登録手続を行う必要があります。
詳細は「まとめ登録マニュアル」Ｐ46 をご参照ください。

３－12　登録様式における施設・事業所の登録情報が変更となった場合、その都度登録様式の情報を変更し、とりまとめ担当へ提出する必要がありますか。

（答）　こども家庭庁に登録様式を提出した後に、学校設置者等の「ＧビズＩＤの情報」又は「法人番号」に変更が生じた場合には、こまもろうシステムへのログインそのものができなくなるため、こども家庭庁に「事業者情報変更届」を提出する必要があります。

また、「ＧビズＩＤの情報」又は「法人番号」以外の情報に変更が生じた場合は、学校設置者等が 12 月にシステムにログインした後に、システム上で登録情報の変更を行ってください。

詳細は「まとめ登録マニュアル」Ｐ46 をご参照ください。

３－13　まとめ登録を行った後、2026 年 12 月 25 日までに施設・事業所が廃止された場合はどうすればよいですか。同様に、学校設置者等（法人等）が廃止された場合はどうすればよいですか。

（答）　まとめ登録を行った後、施設・事業所が廃止された場合は、施行後に、学校設置者等がこまもろうシステムにログインした後に、システム上で該当の施設・事業所を削除してください。

また、学校設置者等そのものが廃止された場合は、こども家庭庁で処理を行いますので、こども家庭庁のまとめ登録専用メールアドレス（matome2026@cfa.go.jp）に、その旨をご連絡ください。